

## 指導行政のポイント

### “10年経験者研修”の法制化

菱村 幸彦

このたび、教育公務員特例法が改正され、「10年経験者研修」の実施が法制化された。そのポイントをQ & Aで紹介しよう。

#### 個別の評価に基づく多様な研修

Q なぜ、在職10年目に研修を義務づけるのか。

A 通常、教師は在職10年に達する時期までに、どの程度の指導力・力量を有しているか、今後どの程度の向上が見込まれるか、どの教科や分野について適性を有するか、等の能力や適性が明らかになる。

で、この時期に個々の能力や適性等に応じた研修を実施することは、基礎的・基本的な指導力を確保するとともに、得意分野づくりや個性の伸長を図る上できわめて重要かつ時宜を得たものと考えられる。

Q 10年目研修は、誰が行うのか。

A 県費負担教職員である市町村立小・中学校等の教師の研修は、原則として、任命権者である都道府県教委が行う。指定都市・中核都市の学校については、それぞれの設置者が行う。

Q 10年経験者研修は、必ず在職10年目でなければならないか。

A 既存の研修体系の都合や研修対象者の年度間のバラツキなど、特別の事情があるときは、10年目を標準としつつも、各任命権者において実情に応じて柔軟に決定することができる。

Q 10年目研修は、従来の研修とどこが違うか。

A 従来の経験者研修は、一斉研修が中心であった。10年目研修は、個々の教師の能力・適性等に応じた多様な研修である。

10年目研修の実施にあたっては、まず、個々の教師の能力や適性等について評価を行い、その結果に基づいて教師一人ひとりごとに研修計画を作成して研修を行う点において従来の研修とは異なる。

Q 教師の評価は、どのようにして行うのか。

A 具体的な評価方法は任命権者が定めるが、教委において10年目研修の内容を踏まえた客観的な評価基準を作成し、それに基づいて校長が評価を行う。

この場合、校長だけでなく、指導主事など複数の者による評価を行うことが必要となろう。評価方法の基本的な事項については、今後、文部科学省から標準が示されるものと思われる。

Q 10年目研修の内容としては、どのようなものを考えているのか。

A 10年目研修の具体的な内容は、各任命権者が、地域の状況等に応じて工夫して実施することとなる。研修の内容としては、校内研修と校外研修となる。

校内研修では、校長等の指導の下に、授業研究、教材研究、作問研究などを通じた研修や特定の課題について研究を行わせることが考えられる(例えば、年間20日程度)。校外研修では、教科指導や生徒指導等について指導主事やベテラン教師を講師とし、少人数形式により、授業研究、教材研究、作問研究などの研修を行うほか、適性に応じた得意分野づくりを進めるため、選択制により、環境教育、情報教育、カウンセリングなどの研修を行うことが考えられる(例えば、長期休業中20日程度)。

Q 10年目研修は、いつから実施するのか。

A 今回の教特法の改正は、平成15年4月1日から施行される。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

#### 夏季教育管理職研修会のお知らせ 7月28(日), 29(月), 30(火)

場所 = 東京・お茶の水 / 総評会館・大会議室  
定員 = 250人(先着順, 定員になり次第締切)  
申込方法 = ハガキ, FAX, 電話, Eメール等で受付中  
詳細は小誌『教職研修』7月号等をご覧ください。

最新刊発売中! 新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト! 教育開発研究所・刊

## 小学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

中学校『評価規準の作成と活用』7月10日刊予定

B5判270頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)